

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会規約

- 第1条（名称） この団体は「石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会」とする。
- 第2条（所在地） この団体の事務所を代表宅に置く。
- 第3条（目的および活動）
この団体は、風力発電について知識を深め、また、自然環境保全とエネルギー問題について考えることを目的とする。
上記の目的のために、学習会等の活動を行う。
- 第4条（会員） この団体の会員は、本会の目的に賛同し、既定の会費を納入した者。
- 第5条（役員） この団体は次の役員を置く。
・代表 1名
・副代表 1名
・会計 1名
・会計監査 1名
- 第6条（役員を選出） この団体の代表、副代表、会計および会計監査は総会において選出する。
- 第7条（役員の任期） この会の役員の任期を2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第8条（総会） この団体は意思決定機関として総会を置く。
・総会は会員の過半数の出席（委任状を含む）によって成立する。
・議決事項は出席者の過半数で決定する。
- 第9条（運営委員会） この団体の適正な活動のために運営委員会を置く。
・運営委員は総会において選出する。
・運営については内規に定める。
- 第10条（会費） 年会費を1人1,000円とする。
- 第11条（会計年度） 毎年、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第12条（設立年月日） 本会の設立年月日は2012年6月8日とする。
- 第13条（規約施行日） 本規約は2018年4月15日から施行する。
本規約は2019年4月27日から施行する。（一部改正）